

【妊産婦医療費助成制度】

くらしのガイドブック

子育てガイドブック



妊産婦医療費の届出をした月の初日（または、野木町に転入した日）から
出産した翌月末までの医療費を助成しています

病院（薬局）の窓口で支払った際の保険診療分の領収書を添えて、
申請書を提出してください。

☆助成対象となるのは、保険診療分のみです。

（入院時の食事代・予防接種・差額ベッド代・薬の容器代・文書料等は対象外です。）

☆他の公費制度（自立支援医療（精神通院医療・更生医療）、指定難病等）に該当する方は、
そちらを優先して利用してください。

（他の公費制度を利用後、残った保険診療の自己負担分が本制度の助成対象です。）

☆申請は診療を受けた翌月以降から可能となります。

☆診療から1年以上経過したものについては、申請できませんのでご注意ください。

（例：令和6年4月の診療分は、令和6年5月から令和7年4月末まで申請できます。）

☆病院（薬局）ごと、月ごとにそれぞれ申請書が必要となります。

（申請書は白色紙にコピーしたものでも構いません。）

☆入院分と外来分は別々に申請書が必要です。

☆領収書（保険点数の書かれているもの）は、のりづけやセロハンテープでの貼り付けはしないでください。

☆高額療養費や、健康保険組合からの給付金（付加給付金等）支給の対象になる可能性がある場合、「支給決定通知書」をお持ちいただかないと受付ができない為、振込みが遅れることがあります。（支給決定通知書については、加入されている健康保険組合にご確認ください。）

☆助成金は口座振込みでお支払いします。基本的には、毎月10日までに申請した分はその月末に、11日以降に申請した分は翌月末に振込みます。

☆郵送で申請する場合、封筒に切手を貼り、連絡先を記入してください。

☆加入している健康保険が変わった場合、受給資格者証の内容を変更しますので、健康保険の資格が確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格確認画面を印刷したもの等）をご用意いただき、必ず給付・年金係に届出してください。

☆申請書は町のホームページからダウンロードできます。

野木町役場 町民生活部
住民課 給付・年金係
☎0280-57-4141